

平成22年第6回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成22年8月25日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成22年9月2日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 矢ヶ崎 紀 男
 - 2番 前 田 親 人
 - 3番 三 堀 善 業
 - 4番 中 谷 道 文
 - 5番 中 村 守 夫
 - 6番 永 原 良 子
 - 7番 船 木 善 司
 - 8番 岩 田 清
 - 9番 根 橋 俊 夫
 - 10番 成 瀬 恵津子
 - 11番 宮 下 敏 夫
 - 12番 宇 治 徳 庚
 - 13番 山 岸 忠 幸
 - 14番 篠 平 良 平

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成21年度辰野町一般会計決算
- 日程第4 議案第2号 平成21年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第5 議案第3号 平成21年度辰野町簡易水道特別会計決算
- 日程第6 議案第4号 平成21年度辰野町小野簡易水道特別会計決算
- 日程第7 議案第5号 平成21年度辰野町公共下水道特別会計決算
- 日程第8 議案第6号 平成21年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算
- 日程第9 議案第7号 平成21年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算
- 日程第10 議案第8号 平成21年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第11 議案第9号 平成21年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計決算
- 日程第12 議案第10号 平成21年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計決算
- 日程第13 議案第11号 平成21年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
- 日程第14 議案第12号 平成21年度辰野町老人保健医療特別会計決算
- 日程第15 議案第13号 平成21年度町立辰野総合病院事業会計決算
- 日程第16 議案第14号 平成21年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算

- 日程第17 議案第15号 平成21年度辰野町有線放送特別会計決算
- 日程第18 議案第16号 平成21年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第19 議案第17号 辰野町監査委員事務局設置条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 辰野町泉水介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第21 議案第19号 辰野町川島介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第22号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 平成22年度辰野町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第24号 平成22年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第25号 平成22年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第26号 平成22年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第27号 平成22年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第28号 平成22年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第29号 平成22年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第30号 債権の放棄について
- 日程第33 議案第31号 長野県地方税滞納整理機構の設置について
- 日程第34 議案第32号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第33号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第34号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度財政指標等の報告について
- 日程第37 議案第35号 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	代表監査委員	小野 眞一
総務課長	小沢 辰一	まちづくり政策課長	松尾 一利
住民税務課長	松井 夕起子	保健福祉課長	野沢 秀秋
産業振興課長	中村 良治	建設水道課長	増沢 秀行
水処理センター所長	一ノ瀬 保弘	会計管理者	金子 文武
教育次長	林 一昭	病院事務長	荻原 憲夫
福寿苑事務長	宮原 正尚	消防署長	赤羽 守
両小野国保診療所 事務長	向山 光	社会福祉協議会 事務局長	林 康彦

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	赤 羽 裕 治

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 3 番	三 堀 善 業
議席 第 4 番	中 谷 道 文

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。先日の防災訓練、大変ご苦労さまでした。近年風水害など自然災害が多発し、今年もゲリラ豪雨が全国各地で発生し大きな被害をもたらしています。今の地球環境は異常気象が多発し地球温暖化による猛暑や大雨となる原因や仕組みは分かっていますが、いつどこで局地的な豪雨が降るかは予測が付きません。幸いにして辰野町では今のところ大きな被害は発生しておりませんが、これから台風のシーズンを迎え町民の皆さんの防災への意識の高揚と対策が課題であると思います。さて9月議会は決算議会であります。議員の皆さんには慎重な審議、審査をお願いいたします。定足数に達しておりますのでこれより平成22年第6回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報

告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますのでのちほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。第6回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

おはようございます。ご挨拶を申し上げたいと思っております。本日ここに第6回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄お忙しいところをご出席賜り感謝を申し上げる次第であります。この度の職員の公金費消の不祥事に関しましては、町民の皆様に変な迷惑をおかけし深くお詫びを申し上げます。今後は町民の皆さんの負託に応えられますよう、より厳しい公金管理と、倫理感の向上に努めていく所存でございます。

ご承知のとおり、今年の記録的な猛暑は8月には観測史上最高の平均気温となりそうであります。当町でも平年を2.2℃上回る状況となっており、また各方面にさまざまな影響を及ぼしているところであります。去る8月25日には辰野・宮木地区におきまして1時間あたり雨量63mmを記録するゲリラ豪雨に見舞われました。人的被害こそありませんでしたが水路の溢水等により工場への浸水被害が発生いたしました。異常気象に注意を払ってまいりたいと思っております。また9月1日の防災の日には先立ちまして8月29日には、町内をあげての総合防災訓練を実施し約7,500名の参加をいただきました。地域における防災力の向上と、さまざまな災害に対します防災意識の再認識の機会となったことと思っております。関係者の皆様のご協力に感謝を申し上げ、自助・互助・公助の連携の中で災害に強い、安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、日本の経済状況を見ますと4月から6月期の国内総生産、すなわちGDPは3期連続のプラスではあり県内の業況判断指数は18.2ポイント改善されており、有効求人倍率も0.62と上向いてはいますが、景気回復のペースは減速しここへきての急速な円高が続いております。輸出が下支えする県内の製造業界に打撃を与えることが危惧され、産業の空洞化やデフレの長期化が懸念されるところであります。このような中で9月1日には与党代表選が告示され、また県政におきましては阿部新知事が就任されたところであります。腰を据えた経済対策と地方の疲弊しない振興策の展開を期待するところでございます。

次に当町の事業の進捗状況でございますが、福祉関係では今春の南湯舟地区に続

きまして7月13日には泉水の介護予防センターが竣工し、来る11日には川島の介護予防センターの竣工が予定されており、いつまでも健康で自立した生活のできる社会づくりを目指してまいります。また、民間運営の2箇所の老人福祉施設の工事も着工され、入所を希望される皆さんの待機者の緩和に大きく期待するところであります。また昨日は新町保育園の起工式が執り行わせていただきました。併せて建設関係の新町の西天線の延長284m、幅員5mの道路改良にも着手しますが、待望されている一帯の整備を進めていきたいとかように考えているところでございます。観光事業に関しましては、自然環境整備支援事業の補助金を得ていただければ栗森林公園から牛首峠に通ずる中部北陸自然歩道の環境整備や、現在不通となっています三級の滝への連絡道路の整備を計画しているところでございます。教育関係では辰野中学校の耐震化工事がこの夏休みを利用して集中的に進められておりますが、外壁の浮いている箇所の発見が認められ、手続きが間に合えば今議会で追加工事をご承認いただくとともに、東小学校管理棟の教室等、また南小学校の給食棟の耐震工事の設計についても予算化をお願いしたいと思っております。

さて、決算議会と言われます今定例会に提案いたします議案は、平成21年度辰野町一般会計をはじめ議案第16号まで各特別会計決算の認定をお願いするものでございます。一般会計の決算額は歳入で81億9,428万2,000円、歳出で78億9,901万5,000円となり繰り越し明許の費用を除く実質的な収支額は2億8,670万5,000円の黒字決算となりました。実質公債費比率等の主要財政指標も改善され、健全財政を堅持することができました。その他監査委員の事務局設置条例、介護予防センター設置及び管理に関する条例等条例の制定3件、条例の一部改正3件、平成22年度補正予算7件、開発公社に係る債権の放棄1件、地方税滞納整理機構の設置1件、辰野町公の施設指定管理者の指定1件、教育委員会人事案件1件等、33議案であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げます、第6回定例会招集にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により議席3番、三堀善業議員、議席4番、中谷道文議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。議会運

営委員長、宇治徳庚議員。

○議会運営委員長（宇治）

皆さんおはようございます。去る8月25日議会運営委員会を開催し、平成22年第6回辰野町9月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。8月25日辰野町告示第49号によって、辰野町長より9月の定例会を9月2日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと9月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い全員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議 長

お諮りします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から9月17日迄の16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号平成21年度辰野町一般会計決算から、日程第18、議案第16号、平成21年度辰野町介護保険特別会計決算迄の16件を一括議題といたします。提案者より各会計決算についての報告を求めます。

○町 長

それでは議案第1号平成21年度辰野町一般会計決算から、議案第16号平成21年度辰野町介護保険特別会計決算までの提案説明を一括申し上げます。

一般会計及び特別会計の決算は地方自治法の定めるところにより、歳入歳出予算の執行の実績に基づき会計管理者がこれを調整することになっております。今議会では平成21年度の歳入歳出予算に対しての、決算の状況を明らかにし予算の執行の適否を審査していただくことにより、執行機関の事務の公正を確保するものであり

ます。決算及び付属書類については、監査委員の意見を付して議会へ提出し認定を受けるものでありますので、原案認定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

なお決算の概要につきましては、会計管理者に説明いたさせますのでよろしくお願いをいたします。

○会計管理者

それでは平成21年度辰野町一般会計及び各特別会計の決算を提案するにあたり、その概要についてご説明申し上げます。なおお手元には平成21年度辰野町一般会計特別会計決算説明として、別冊にてお届けしてありますので合わせてご覧ください。

世界的な金融危機の影響で急激な落ち込みに見舞われた日本経済でしたが、最近目にする経済指標からは、景気が最悪期を脱しつつある、と言われて始めて間もなくここに来て円高・株安のアベック台風が国内外で猛威を奮い、経済の行方が非常に気になっているところであります。平成21年度を振り返れば、雇用情勢は依然厳しく海外経済の改善も鈍く、緊急経済対策を始めとする政策の効果が表れないまま一年が経過いたしました。町財政におきましても法人税の伸び悩みの影響などから歳入が圧縮されることとなり、歳入歳出のバランスを整える観点から限られた財源の有効活用や経常経費の節減に努めながら予算を執行してまいりました。一般会計決算総額は歳入で81億9,428万2,000円、歳出で78億9,901万5,000円となり、翌年度繰越額は2億9,526万7,000円となりました。基金につきましては町営住宅整備基金をはじめとして4基金、合計1,202万8,000円を積立てました。また、基金の取り崩しでは、財政調整基金など6基金、合計1億305万7,000円を取り崩し、土地開発基金を含む基金総額は24億4,904万3,000円となりました。歳入の代表的なものとして町税全般では前年に対し10.5%の減となり、地方交付税は前年度と比較して2.4%の増となりました。町債は5億2,420万円で、衛生債並びに臨時財政対策債などの増発により前年度と比較して3,090万円の増となりました。

続きまして、歳出について主な事業を申し上げます。総務費では第5次総合計画基本構想・基本計画策定に係る経費や、太陽光発電設備設置工事の実施など幅広い事業に対する支出を行いました。民生費では福祉活動費、各種扶助費などのほか、町内外の福祉関連施設への各種負担金、介護保険特別会計への繰出金、公費給付費の福祉医療費給付金、後期高齢者医療広域連合負担金、各医療特別会計への繰出金、

保育園運営費などが主なものです。衛生費ではインフルエンザをはじめ各種の予防接種や検診、辰野総合病院、両小野国保診療所、福寿苑への負担金・補助金・出資金、繰出金などのほか水道費として、上水、簡水等の起債償還の繰出金・負担金であり、塵芥処理費として各種処理委託料や負担金などです。農林水産業費では、町単土地改良事業のほか、国庫補助土地改良事業として、伊那西部地区加圧送水ポンプ施設改修工事などの負担金。更には中山間地域等直接支払事業、小野地区の地籍調査事業などを実施しました。商工費では中小企業振興資金の融資の保証及び利子補給をはじめ、プレミアム付き商品券の販売などの各種事業への補助金負担金の交付を行い、引き続き商工業の振興に努めてまいりました。土木費では町道の道路維持、改良工事、舗装工事等を実施したほか、土地開発公社健全化計画に伴う新町後山地区等の土地の取得、公共・特環特別会計への繰出金などです。消防費では常備消防費として、伊那消防組合本部負担金、辰野消防署負担金が主なもので、このほか消火栓の新設、ホース購入補助などを行い、地域防災力の向上を図ってまいりました。教育費では小中学校の施設改修・耐震2次診断をはじめ、新たに学校情報通信技術環境整備事業費としてデジタルテレビ、電子黒板、パソコンの導入なども行い、教育環境の整備に努めてまいりました。また、社会教育施設の管理運営などを通じて生涯学習の機会の提供や家庭教育の振興も図ってまいりました。公債費は起債の元金・利子の償還金であります。

次に、特別会計の主な事業を申し上げます。上水道事業会計については安全・安心な水を安定的に供給するために、導水管の布設替工事、老朽化した石綿管の布設替工事、徳本水ミニバイパス工事に伴う配水管新設工事、送水流量計更新工事などを実施し、水資源の確保と供給のバランスを保ちながらその期待に応えてまいりました。簡易水道特別会計及び小野簡易水道特別会計では、施設は各所に点在するものの水質管理の徹底と、安定した給配水に心掛け、統一した指導と施設の保全に努めてまいりました。公共下水道特別会計については平成20年度をもって下水道整備事業はほぼ終了し、投資的事業は一段落した形となり通常の維持管理を主体とした決算となりました。特定環境保全公共下水道特別会計及び農業集落排水処理施設特別会計では、各施設の水質管理や維持管理に努めてまいりました。国民健康保険特別会計については、国民皆保険体制となっている中で75歳以上の方の後期高齢者医療への移行があったものの、景気の悪化に伴う雇用喪失、少子化に加えて団塊の世

代層の退職もあり加入者も増加傾向にあり、これと並行して歳出にあたる保険給付費も大きく膨らみ実質では赤字となり、歳入不足を補うために支払準備基金 3,000 万円を取り崩しました。第一診療所特別会計は週 2 回、川島診療所特別会計は週 1 回それぞれ診療と往診を行ってまいりましたが、両診療所とも患者数は年々減少し今後の運営そのものが厳しい状況にきております。後期高齢者医療特別会計は平成 20 年度より老人医療制度に代わり創設され、ほぼ定着されてまいりました。町では保険料の徴収と一般会計からの繰入金を後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付する形で運営してまいりました。老人保健医療特別会計では後期高齢者制度の創設により、療養給付は基本的には終了しましたが遡及請求等に備え平成 23 年 3 月まで給付を行うこととなっています。21 年度決算で不足する歳入は繰上充用で補填し会計としての役目を終了することになります。町立辰野総合病院事業会計については常勤医師の充足が厳しい中、入院、外来とも患者数が減となりました。また医業費用につきましても節減に努めましたが、赤字決算となりました。引き続き病院改革プランとの整合性に配慮しながら、経営機能検討委員会の組織等で研究し経営改善の取り組みを進めてまいります。介護老人保健施設特別会計につきましても施設の老朽化に加え、保険制度の改正や介護報酬の改訂により依然厳しい運営を余儀なくされています。今後も使命を再認識し健全経営を目指してまいります。有線放送特別会計につきましても設備や器材の保守管理と、利用者の利便性に配慮しながら通話と放送の充実に努力してまいりました。介護保険特別会計につきましても介護保険料と公費で支えあう制度の中で、訪問介護など在宅サービスや介護老人福祉施設などに入所して受ける施設サービスを提供、加えて介護予防を目的とした、地域支援事業にも力を入れてまいりました。

以上、一般会計と 13 の特別会計、それに 2 つの企業会計、合わせて 16 会計でありますけれども決算の概要を説明させていただきました。平成 21 年度に計画いたしました数々の事業が概ね完了することができました。これもひとえに町議会を始め町民各位のご理解とご協力の賜物と、心から敬意と感謝を申し上げ概要説明といたします。細部については、別冊決算説明資料をご覧ください内容ご審議のうえ、認定下さいますようお願い申し上げます。

○議 長

続いて決算審査の結果について、小野代表監査委員より報告を求めます。

○小野代表監査委員

決算審査の結果についてお手元の審査意見書に沿って主な点について報告します。一般会計及び特別会計審査意見書の1ページをお開きください。平成22年8月3日、4日、5日、6日、11日に役場第3第4会議室及び議会応接室において、平成21年度の一般会計及び特別会計13会計の歳入歳出決算並びに地方自治法施行令第166条第2項に定める書類について関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期監査の結果をも照合し、併せて検討を加えました。また11日午後には財政健全化法による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査しました。2ページの表1をご覧ください。平成21年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額136億7,512万4,000円、歳出総額133億98万8,000円、前年対比では歳入で0.52%、歳出では0.67%とそれぞれ減額となりました。世界的な経済危機の影響を大きく心配する中で、国の緊急経済対策事業を積極的に活用し微減に止めました。一般会計決算額は、歳入総額81億9,428万2,000円、歳出総額78億9,901万5,000円で、実質収支額は2億8,670万4,000円の黒字決算であります。これに13特別会計を加えての実質収支は、3億6,557万4,000円の黒字決算となっております。3ページの表2をお願いいたします。一般会計の歳入状況は、歳入全体に占める割合の多い町税が対前年比10.5%3億2,656万9,000円の減額となりました。地方交付税の5,163万8,000円、国庫支出金の3億9,371万6,000円とそれぞれの増額により昨年度より増加となりました。5ページの表4をご覧ください。町税では、町民税は前年に対し18.4%、2億7,171万円。固定資産税は評価換えにより3.9%、5,278万9,000円がそれぞれ減り、軽自動車税、たばこ税、入湯税は増額となりました。戻りまして3ページ表2をご覧ください。地方交付税は21億7,277万1,000円で、連続していた減額から増加に転じています。6ページの表5をお願いいたします。現年度課税分の収入額が27億5,943万5,000円で、前年度比2.0%、3億2,782万5,000円の減となりました。収納率は98.0%で前年度比0.4%減となりました。町税全体の収入未済額は1億8,789万5,000円で、前年より2,036万6,000円の増となっております。町税等の滞納整理については、滞納繰越分の収納率が11.5%で前年より1.2ポイント下回っております。自主財源確保と税の公平性の見地から、今後も引き続き最善の努力をお願いするものであります。

7 ページ表 6 をご覧ください。次に予算の執行状況であります、予算額82億 6,632 万円に対し、支出額78億 9,901 万 6,000 円で、執行率95.6%となっており歳出総額では前年度を 4.2 %、3 億 1,788 万 5,000 円上回っております。前年に比べ歳出が上回った理由は、国の緊急経済対策による事業の増加が主であり、必要経費以外の予算執行では職員の意識改革も徐々に進み、行政評価に基づく進行管理や協働のまちづくりの推進が浸透しつつあり、経費の節減が図られたと考えます。このため実質収支では翌年度へ 2 億 8,670 万 5,000 円の繰越しができました。15ページの表12をお願いいたします。また主要財務指標のうち、経常収支比率は86.9%で前年と同率でした。今後も一層経常経費の抑制に留意されたい。財政力指数は0.58となり前年より 0.009 好転しています。

19ページと20ページの表13をご覧ください。20年度決算から正式に「財政健全化判断比率」とその基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを決算審査することと定められ、8月11日に全ての書類について審査をしました。いずれも適正に作成されているものと認めました。健全化判断比率ですが「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」ともに黒字になっており問題ありません。「実質公債費比率」は16.4%、前年に比べ 1.8 %改善されました。改善に向けた努力が現れ、予定より 1 年早く地方債許可協議制に移行となりました。今後も改善及び堅持に努められることを望みます。「将来負担比率」は73.5%となっています。早期健全化基準が 350.0 %からすれば健全の範囲内と考えられます。

戻って13ページをご覧ください。次に一般会計の基金でありますがいくつかの基金で 3 億 305 万 6,000 円の取り崩をしたものの、道路建設基金に 131 万 9,000 円、町営住宅整備基金に 871 万 8,000 円など合計 1,202 万 8,000 円の積立てができ、一般会計の基金残高は24億 4,904 万 3,000 円、特別会計を含む基金残高は31億 9,583 万円となりました。なお、審査に付された書類、その他関係帳簿の計数は正確であり、各基金は設置の目的に沿って適正に運用されたものと認めました。

最初に戻って 2 ページの表 1 をご覧ください。続いて特別会計であります、国民健康保険特別会計ほか13会計の歳入総額は54億 8,084 万 1,000 円、歳出総額54億 197 万 2,000 円、実質収支 7,886 万 9,000 円の黒字決算であり、各会計とも特に問題とする指摘もなく適正でありました。またそれぞれの特別会計における事業目的を達成するためには、安易に一般会計からの繰入金に頼ることのないようにし特に

国民健康保険の国保支払準備基金においては、平成14年度よりマイナス傾向にあるので保険税の見直しも必要かと思われます。中長期的な事業計画のもとに確実な財源確と経費の削減を望むところであります。

公営企業会計決算の審査意見書の1ページをお開きください。次に平成21年度公営企業会計決算についてであります。8月3日及び同月6日役場第3第4会議室において、辰野町上水道事業会計及び町立辰野総合病院事業会計を審査いたしました。14ページと15ページをご覧ください。また8月11日には財政健全化法による「資金不足比率」とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査しました。いずれも適正に作成されているものと認められました。資金不足比率は両事業会計とも黒字となっているため問題はありませんでした。

戻って6ページ表5をお願いいたします。上水道事業会計においては、収入の主なものが給水収益であり給水人口が減る状況では収入増が大きく望めない中、また支出面において経費の節減に努力したことから、昨年に引き続き経常利益が2,348万2,000円となっています。7ページ表6と審査意見をご覧ください。また水道料金の収納については昨今の経済状況の悪化が影響してか、未収金の増加が見られるので、特に悪質と思える者については給水停止などの法的措置も取り公平性の確保と会計への影響がないよう収納確保に今後もなお一層努力をされたい。上水道事業の運営は施設の老朽化など依然として厳しい経営状況にあります。公営企業としての基本原則である経済性を発揮し、経常経費の節減、施設の効率的な運営、建設コスト縮減など、安全で美味しい水を安価で供給するために、更なる経営の健全化に向けた努力を望むものであります。

8ページをお願いいたします。次に町立辰野総合病院事業について申し上げます。平成21年度の決算では、内科医1名の増がありましたが、整形外科医が4箇月の療養休暇となったため入院患者数が前年度と比べて2,508人の減となり、外来患者も6,029人と前年度に比べ減少しています。11ページの表11をご覧ください。収益で見ると入院で前年対比2,606万4,000円の減となり、外来では350万9,000円の増となっています。この結果1億2,581万円の当年度純損失が生じ、前年度繰越欠損金を含めた当年度未処理欠損金は8億221万8,000円となり、赤字と医師不足の二重苦に直面しております。このため引き続き医師確保は最重要課題であり、あらゆる手を尽くし医師確保に向けたさまざまな取り組みを継続されたい。13ページの審

査意見書をご覧ください。医療を取り巻く環境の改善は依然進まず特に自治体病院の経営は一層厳しくなり、辰野病院改革プランも決算数字では乖離が見られています。患者数の減少に歯止めがかからず、職員給与比率も上がる一方では本格化している新病院建設後の経営にも大変な困難が予想されます。今できるうちに経常経費の削減を大幅に進めるなど抜本的改革をする必要があるかと思われま。全職員が経営に対しての意識を持ち、誠意をもった質の高い医療と患者サービスの向上を図り、地域住民から親しまれ信頼される伊北地域の基幹病院としての役割を十分果たせるよう望むところであります。12ページ表13をご覧ください。未収金については、医業未収金は改善の方向がみられますが、毎日の窓口請求で未収金を発生させないことが重要であります。入院・外来とも関係各部署が連携を取り、徴収体制の工夫をするなど、窓口職員のみならず職員一丸となって未収金防止に努力されたい。

以上、平成21年度一般会計ほか各会計の決算は、決算書及び諸帳簿、証拠書類について精査し、慎重審査を行いました。収支の計数に誤りもなく証拠書類も整備され、会計経理は正確と認め意見といたします。

○議長

ここで各会計の決算について質疑を行います。委員会に付託する関係もござい。ますので、総体的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。本、決算関係議案につきましては会議規則第37条の規定により、各常任委員会に分割付託したいと思。いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって総務産業建設常任委員会に対し、議案第1号平成21年度辰野町一般会計決算の歳入全部、歳出の内1.議会費、2.総務費、4.衛生費の内水道費、6.農林水産業費、7.商工費、8.土木費、9.消防費、11.災害復旧費、12.公債費、14.予備費、議案第2号平成21年度辰野町上水道事業会計決算、議案第3号平成21年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第4号平成21年度辰野町小野簡易水道特別会計決算、議案第5号平成21年度辰野町公共下水道特別会計決算、議案第

6号平成21年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、議案第7号平成21年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議案第15号平成21年度辰野町有線放送特別会計決算、認定の件。社会福祉教育常任委員会に対し、議案第1号平成21年度辰野町一般会計決算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く） 10. 教育費、議案第8号平成21年度辰野町国民健康保険特別会計決算、議案第9号平成21年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計決算、議案第10号平成21年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計決算、議案第11号平成21年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算、議案第12号平成21年度辰野町老人保健医療特別会計決算、議案第13号平成21年度町立辰野総合病院事業会計決算、議案第14号平成21年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算、議案第16号平成21年度辰野町介護保険特別会計決算、認定の件。以上を各常任委員会に付託することに決しました。

日程第19、議案第17号辰野町監査委員事務局設置条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第17号辰野町監査委員事務局設置条例の制定につきまして提案理由を説明申し上げます。監査委員事務局につきましては、地方自治法の定めるところによりまして事務局を置くことができるという規定になっておりますが、当町ではいままで置いてこなかったわけでございます。地方財政健全化法等が施行され複雑多岐にわたる監査業務に対応するためより独立性、専門性の強化を図れるよう監査委員事務局設置の条例を制定したいとするものでございます。併せて職員の定数につきましては辰野町職員定数条例の一部改正を行いたいとするものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたがご審議のうえ、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで、質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

（質疑 なし）

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第17号については会議規則第37条の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号については、総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。日程第20、議案第18号辰野町泉水介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定について、日程第21、議案第19号辰野町川島介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定について、以上2件についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明をもとめます。

○保健福祉課長

議案第18号辰野町泉水介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。宮木泉水地区における高齢者を対象とした介護予防事業や世代間の交流を深める拠点として設置いたしました、辰野町泉水介護予防センターを地方自治法第244条の2の規定に基づき辰野町泉水介護予防センターの設置及び管理に関する条例を制定したものでございます。議案第19号辰野町川島介護予防センターの設置及び管理に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。川島地区における高齢者を対象とした介護予防事業や高齢者等の交流を深める拠点として設置いたしました、辰野町川島介護予防センターを地方自治法第244条の2の規定に基づき、辰野町川島介護予防センターの設置及び管理に関する条例を制定したものでございます。以上2件につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議のうえ原案可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第18号及び議案第19号については、会議規則第37条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号及び議案第19号については、社会福祉教育常任委員に付託することに決しました。日程第22、議案第20号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明をもとめます。

○総務課長

議案第20号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。去る8月9日の日にご報告を申し上げたところでございますが、職員による公金の不祥事件に関しまして当事件の管理監督者責任として町長、副町長、教育長の給料を一定期間減給するため条例の一部改正をしたいとするものでございます。辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を次のように改正したいとするものでございまして附則に次の1項を加えるものでございます。「4.平成22年9月から平成22年10月までの間、特別職の職員に支給する給料は別表及び第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定める額から当該額に100分の10の率を乗じて得た額を減じた額とする」という1項を加えるものでございまして100分の10の減額率で2箇月の減給処分を行う内容でございます。

以上提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第20号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。日程第23、議案第21号辰野町国民健康保健条例の一部を改正する条例についてを議題とい

たします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第21号辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。平成22年5月19日に国民健康保険法の一部を改正する法律が医療保健制度の安定的運営を図るため、国民健康保険事業の広域化を推進する法律をもとに公布されたことに伴い、辰野町国民健康保険条例の一部改正するものでございます。第8条中「法第72条の5」を「法第72条の4」に改めるものでございます。「法第72条の4」が削除されたため繰り上げるものでございます。なお削除された72条の4は、「医療費が著しく多額になる市町村に対し療養の給付等に要する費用の適正化その他の国民健康保険事業の運営の安定化のための措置を特に講ずる必要があると認められる市町村は、指定年度の翌々年度に一般会計から一定の額を繰入することができ、なおその額を国・県ではその3分の1ずつを負担する」としたものでございました。

以上提案理由を申し上げました。ご審議のうえ原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第21号辰野町国民健康保健条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○消防署長

議案第22号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての提案理由のご説明を申し上げます。今回の改正は児童扶養手当法の一部を改正する

法律が改正されたことに伴い、辰野町消防団員等公務災害補償条例についても所要の改正が必要になりました。改正法においては新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったことに伴いまして、児童手当と非常勤消防団員等に関わる損害補償との調整を行いたいかと思えます。また消防団員基準制令において母子家庭には規定されておりましたが、父子家庭においても同じく児童扶養手当と災害補償の双方からの受給が行われてしまうため、消防団員等公務災害補償より受給調整を行う改正になっております。

以上、議案第22号の提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のうえ原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第22号辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号平成22年度辰野町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成22年度辰野町一般会計補正予算（第4号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、小規模特養等開設準備補助金、宮木中央介護予防センター建設工事、世代間交流施設整備事業、三級の滝連絡道路復旧工事及び東小学校管理教室棟耐震工事設計委託料などの補正予算であります。この補正総額は1億8,246万8,000円の追加であり、予算総額は81億8,741万1,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては分担金、国県補助金、普通交付金及び繰越金の増額、財政調整基金繰入金の減額補正であります。歳出につきましては、議会費で議会開設55年パンフレットの作成費等でありま

す。総務費では議会開設55年記念事業負担金、エネルギー管理支援業務委託、コンビニ収納に向けたシステム開発に要する負担金及び交通安全施設整備事業などの補正であります。民生費では、子ども手当に係る事務費、小規模特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム開設準備経費補助金、宮木中央介護予防センター建設工事、都市公園内の遊具設置工事及び世代間交流施設整備として図書館の改修工事などの補正であります。衛生費では、太陽光発電システム設置補助金及び渡戸簡易水道改修補助金などの補正であります。農林水産業費では、国庫補助土地改良事業費確定に伴う調整などあります。商工費では、三級の滝連絡道路復旧工事、あずまや建築工事などの補正であります。土木費では、臨時職員賃金及び債務負担行為に基づく防衛施設周辺町道改良事業費などの補正であります。教育費では、辰野中学校前庭整備工事、東小学校管理教室棟耐震工事設計委託料、羽場コミュニティセンター用地購入費及び遺跡発掘事業などの補正であります。災害復旧費では、作業道王城線路面復旧に要する経費です。

以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第26、議案第24号平成22年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第24号平成22年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。資本的収入及び支出において、支出で建設改良費を926万円追加し1億3,950万1,000円としました。続きまして3ページをご覧下さい。支出では配水設備改良事業費を926万円追加しました。内訳は委託料が20万円、工事請負費が906万円です。工事請負費の主なものは湯舟地区及び赤羽地区の公共下水道工事に伴う配水管の布設工事でございます。以上、提案理由を説明申し上げます。ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第24号平成22年度辰野町上水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。日程第27、議案第25号平成22年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第25号平成22年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)につきまして提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ550万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億7,226万2,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入につきましては繰越金を550万円追加しました。7ページをご覧ください。公共下水道事業費で委託料を50万円、工事請負費を500万円追加いたしました。これは当初予定をしていなかった赤羽地区の公共下水道の設計費及び工事費でございます。以上、提案理由を説明申し上げます。ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第25号平成22年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。日程第28、議案第26号平成22年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第26号平成22年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,420万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,672万4,000円とするものでございます。6ページをご覧ください。歳入の療養給付費等交付金につきましては、平成21年度の実績が8月に確定したことにより追加交付2,293万7,000円の増額補正でございます。7ページをお願いします。繰越金につきまして、前年度繰越金126万6,000円の増額補正でございます。歳出につきましては8ページお願いいたします。総務費、一般管理費でございますが「レセプト審査支払いシステム等の最適化」により、平成23年5月診療分より国保共同電算処理システムが導入されます。それによってそれぞれ長野県の国保連合会独自のレセプト審査システム対応から上部組織である、国保中央会のシステムを導入することとしたものでございまして、そのためのシステム改修費549万1,000円の増額補正でございます。9ページをお願いいたします。老人保健医療費の拠出金として93万円の増額であります。当初予算においては県からの示達により計上いたしましたでしたが、前々年度の精算金として確定されたことによるものでございます。続きまして10ページ、特定健康診査事業は臨時職員の社会保険料の不足分11万8,000円の増額補正でございます。11ページ、諸支出金、国庫支出金償還金、利子及び割引料でございますが1,766万4,000円の増額でございます。これは21年度国庫負担金の精算により交付金超過額の返還金でございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第26号平成22年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。日程第29、議案第27号平成22年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○病院事務長

議案第27号平成22年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。今回の補正はC Tの更新が必要となり、その補正が主なものであります。第2条業務の予定量の補正であります。第3条資本的収入及び支出の補正であります。収入につきましては100万円の増、支出につきましては904万3,000円の減の補正であります。第4条企業債の補正であります。医療機器整備事業債を新たに追加し、3,500万円の補正であります。病院事業債につきましては当初予算6,000万円を入札結果により2,600万円に減額補正するものであります。第5条重要な資産の取得は次のとおりとする。取得する資産はC T装置1台であります。5ページをご覧くださいと思います。資本的収入であります企業債、医療機器整備事業債が3,500万、病院建設事業が2,600万合わせました100万円の増額補正であります。6ページをお願いいたします。支出であります。資本的支出、有形固定資産購入費2,470万7,000円の増額補正であります。内訳は医療備品、C T装置、コアギュレーターの更新、ハイビジョン内視鏡、多人数用透析装置は21年度補正予算で前倒しの更新済みであり、今回この予算から落とすものであります。C T装置につきましては移転新築に合わせての更新予定であります。ここにきてX線を出す管球というものが不安定となり更新することになりました。管球の交換だけでも1400万あまりの金額が掛かるということで更新するという予定であります。コアギュレーターにつきましては、耳鼻科で使う微出血を止血するための電気凝固装置であります。これも平成4年のもので修理不能ということで更新するものであります。

以上提案理由をご説明申し上げました。ご審議のうえ原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第27号平成22年度町立辰野総合病院事業会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。日程第30、議案第28号平成22年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福寿苑事務長

議案第28号平成22年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ31万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,290万8,000円とするものであります。内容につきましては6ページの歳入をご覧ください。まず歳入の繰越金につきましては平成21年度の決算により発生した繰越金が当初見込みを下回ったため208万4,000円の減額補正をお願いするものであります。次に7ページをご覧ください。サービス収入の介護給付費収入について短期入所療養介護費収入30万円と施設介護サービス収入200万円を組み込んだものであります。また自己負担金収入額については年度内に収入にならなかった分を過年度分として見込んだものであります。次に8ページの歳出をご覧ください。総務費一般管理費の内、共済費は職員の社会保険料の率改定による増加分であります。また需用費につきましては介護用品を主とした消耗品であります。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決いただきますようよろしく願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第28号平成22年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第31、議案第29号平成22年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第29号平成22年度辰野町有線放送特別会計補正予算(第1号)につきまして提案理由を説明申し上げます。まず1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ75万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,512万3,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では繰越金を75万5,000円の増額でございます。次に7ページをご覧ください。歳出でございますが総務費の内、一般管理費、共済費の増額、これは制度改正により臨時職員の雇用保険分でございます。次に維持管理費であります共済費の増額は同じく臨時職員の社会保険・雇用保険の増でございます。13の委託料でございますが、これは入札等による差金でございまして不用減額といたしました。15工事請負費でございますが、ほたるチャンネル用の議会等中継録画用配線工事費の増額で83万円の増といたします。18の備品購入費は広報用カメラ、デジタルカメラの購入費用でございまして11万円の増でございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第29号平成22年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり可決されました。日程第32、議案第30号債権の放棄についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第30号債権の放棄につきまして提案理由をご説明申し上げます。社団法人辰野町開発公社に対します、債権放棄につきまして地方自治法第96条第1項第10号の規定により債権の放棄について議会の議決を求めるものでございます。債権の内容は損失補償金、債務者は上伊那郡辰野町大字樋口2396番地20、社団法人辰野町開発公社、理事長、矢ヶ崎克彦氏。放棄する債権の額は9,488万6,547円でございます。放棄の理由としまして当該債務者は5月28日解散によりまして営業を停止しており、また財産もなく債権を回収することができる見込みがないためでございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

○根橋（9番）

この件につきましては8月の臨時議会において、損失補償という形で議決をしてきたわけですが、過日新聞報道等によりますと安曇野市の第3セクターに対する損失補償の支払いに対して一審は可としたんですが、東京高裁で財政援助制限法に違反して無効という判決が出たようでありますけれども、これとの関係と申しますか当町で債務保証した事案とこの場合の事案の違いについて、分かる範囲で説明をしていただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

安曇野市の問題でございますが、これはまだ東京高裁の判決で結審と言いますか判決が確定したわけではないと思います。一応うちの方でも調べましたけれどもこの高裁では損失補償契約で補償したのに財政援助制限法に違反する債務補償と認定されたもので、この点はこれまでの判例と異なっているというようなことのようにございます。町は損失補償契約に基づいて補償したものでありますので財政援助制限法の対象となる債務保証ではないということで、安曇野市のケースにつきましては個別具体的なものであり一般化できませんので参考にはならないのではないかとというような見解を弁護士の方からいただいているところでございます。以上です。

○議長

ほかにございますか。

(なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第30号については、会議規則第37条の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第30号については、総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。日程第33、議案31号長野県地方税滞納整理機構の設置についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第31号長野県地方税滞納整理機構の設置について提案理由をご説明申し上げます。地方税は、市町村・県にとって最も重要な自主財源であり三位一体の改革による税源移譲に伴い、地方税の重要性が増す中で効果的で効率的な税務執行体制の構築が求められております。一方県下の徴収率は、平成初期は全国を上回っており順位も上位であったものが平成20年度は全国順位は30位と低下しており、これに伴い収入未済額は平成19年度からの個人住民税の税源移譲の影響もあり増加傾向にあります。このような状況の中地方税の収入未済額を効果的に縮減するために、市町村と県が連携して滞納整理にあたるのが極めて有効と考えられ「長野県地方税滞

納整理機構」を設立して平成23年4月から滞納整理業務が行えるよう地方自治法第284条第3項の規程により、規約を定め広域連合を設置すべく同法第291条の11の規程により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第31号については、会議規則第37条の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第31号については、総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。日程第34、議案第32号辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第32号辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由をご説明申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するために地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。辰野町泉水介護予防センターにつきましては、宮木区へ平成22年10月1日から平成27年3月31日までお願いするものでございます。なお以後協定により延長することができるというものでございます。辰野町川島介護予防センターにつきましては川島区へ平成22年10月1日から平成27年3月31日までお願いするものでございます。なお以後協定により延長することができるというものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げますので、ご審議のうえ原案可決いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議 長

ここで、質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結します。お諮りいたします。議案第32号については会議規則第37条の規定により社会福祉教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第32号については社会福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第35、議案第33号辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。ここで古村教育長の退席を求めます。

(古村教育長退席)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第33号の辰野町教育委員会委員の任命についての説明を申し上げます。本議案は任期満了によりまして新たに教育委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定により議会に同意を願います。平成22年9月30日をもって古村仁士教育委員の任期が満了いたします。古村委員は任命以来1期教育長として教育行政に心血を注いでいただいております。御礼を申し上げるところであります。今回引き続き古村仁士氏を適任者と認め、任命しようとするものであります。古村仁士氏の任命についてご審議のうえご同意くださいますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。(ありませんか)

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第33号辰野町教育委員会委員の任命につ

いてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案のとおり同意することに決しました。古村教育長の入場を求めます。

(古村教育長入場)

○議長

日程第36、報告第1号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度財政指標等の報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第1号地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度財政指標等の報告につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして報告を申し上げます。なお現在は暫定値となっておりますが確定は11月の予定でございますが、県の指導等終わっておりますので概ねこの数字でいけるのではと思いますのでお含みをいただきたいと思います。まず実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額が出ておりませんのでとも、バー表示となっております。次の欄の実質公債費比率でございますがこれは3箇年の平均で16.4%となりまして昨年度に比べ1.8ポイント改善されております。起債許可団体から脱却をしたところでございます。次の欄の将来負担比率でございますが、73.5%となりまして昨年度に比べ19ポイント改善をしております。次の行ですがこの法律に規定されます早期健全化基準がそれぞれの比率毎に載っておりますのでご覧をいただきたいと思います。次に辰野町の標準財政規模でございますが57億1,911万2,000円でございます。2ページをご覧ください。こちらは平成21年度公営企業会計における資金不足比率につきまして地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして報告をさせていただくものでございます。こちらも暫定値となっておりますのでお含みをいただきたいと思います。1番左側の欄、及び次の欄でございますが辰野町は法適用企業が上水道事業会計と辰野総合病院事業会計の2会計でございます。次の欄の資金不足・剰余額は2会計ともに剰余額でございます。各会計ともそれぞれ剰余額となっております。次に法非適用企業でございますが辰野

町では5会計ございましていずれの特別会計も資金不足額は出ておりませんので資金不足比率はバー表示となっております。以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度決算に基づいた数値でございます。いずれの会計も早期健全化基準、財政再生基準等に照らし合わせても基準値を下回っておりますので、財政指標からは健全財政と言えらると思ひます。

以上、財政指標等の報告とさせていただきます。

○議 長

ただ今報告がありましたる報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。

○根橋（9番）

公営企業会計の表の方なんですけれども、辰野総合病院の事業会計については只今の説明ですと2億1,000万余の剰余が生じているという表になってきているようなんですけれども、今期の決算の状況のさきほどの代表監査委員の報告にもあるように累積欠損金が8億、それから一般の単年度会計でも過日も明らかになったように1億2,500万ですか、の赤字ってなっている中でちょっとこれ、この表が違和感があるわけなんですけれども、その関係はどういうふうになっているんでしょうか。

○辰野病院事務長

この式の計算でありまするが、流動資産から流動負債を引いた数字ということでありますので、その部分においてはまだ剰余の部分があるということであります。

○議 長

よろしいですか。

○根橋（9番）

はい。

○議 長

ほかにございますか。

（な し）

○議 長

質疑を終結します。日程第37、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、予め文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表 朗読)

○議長

以上、陳情2件の内、陳情第8号については、社会福祉教育常任委員会へ審査を付託し、陳情第9号は文書配布とすることにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

1 1 . 閉会の時期

9月2日 11時 40分 散会